

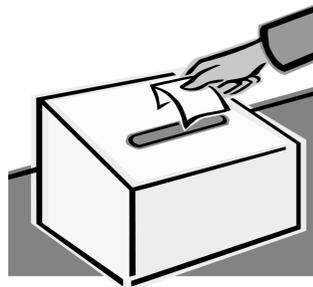
町会だより

2019年度
No.10

発行日 令和2年3月5日
発行所 人見町会
発行責任者 会長 千賀 慎一

次期役員候補者の届出 3月9日から受け付け

人見町会役員選出委員会が2月17日に開かれ、次回の人見町会通常総会で選任される令和2年度～3年度の人見町会役員になろうとする方からの届出を、3月9日(月)から22日(日)まで受け付けることを決定しました。



人見町会の役員選任は「人見町会役員選出規程」に基づき手続きによって行われます。役員になろうとする方(役員候補者)は、役員選任を行う総会が開かれる日(4月21日(予定))の30日前までに、所定の届出書を役員選出委員会に提出することになっています。届出が受理された方については、受理名簿に記載され、総会の日の7日前までに行われる公表(町会会員への周知)を経て、総会で役員選出委員会から報告され、その内容に基づき選任の議案が議決に付されることになっています。届出を受理された方の人数が、規約の定める役員の種別ごとに、その人数(定員)を超えた場合には、総会に出席した会員の選挙によって選任します。

なお、規約の定める役員の種別ごとの定員は、会長1人、副会長若干人、部長等(部長、副部長および部員)若干人、監事2人となっています。

役員候補者の届出用紙(様式は裏面を参照してください)と提出用受付箱は、町会館玄関カウンターに備えてあります。届出があった方の氏名、なろうとする役職を知りたい場合は、事務局にお問い合わせいただければお知らせいたします。

詳しいことや不明な点は、役員選出委員会事務局(千賀事務局 電話51-2691)にお問い合わせください。

役員の定員(町会規約第3章第9条)

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 部長、副部長および部員 若干人
- (4) 監事 2人

役員選出に関する日程

- 2月17日(月) 役員選出委員会の会議(第1回)
- 3月5日(木) 役員候補者からの届出受付期間の周知
- 9日(月) 役員候補者の届出の受付開始
- 22日(日) 役員候補者の届出の受付締切
- 23日(月) 役員選出委員会の会議(第2回)
- 4月11日(土) 役員候補者の届出の受付結果の公表
- 21日(火) 町会通常総会(次期役員を選任)

部とその業務(人見町会運営規程より抜粋)

- (1) 総務部 ……運営、広報、文書管理等
- (2) 会計部 ……予算・決算、金銭の出納、財産管理等
- (3) 福祉・女性部 ……敬老会、レク、福祉、女性の活動等
- (4) 文化・青少年育成部 ……文化展、港まつり、クリスマス会、ひなまつり、ラジオ体操等
- (5) 防犯防災・交通部 ……歳末警戒、防犯協会との連絡調整、交通安全活動等
- (6) 街灯・環境部 ……街灯の設置および維持、環境の整備・向上等

おしらせ

第6回ふれあい交流会(昼食会)は

延期します

当初3月15日に実施予定でしたが、新型コロナウイルスの感染防止のため延期します。状況をみながら実施日を決め、該当する方には改めてお知らせいたしますのでしばらくお待ちください。それまでの間、感染予防におつとめください。

移動図書館車 ともしび号

3月 は16日の予定でしたが
中止です
4月 は6日(月)(もう1日は未定)

午後1時10分～2時10分
人見町会館横にとまります



今月の会館のお花

裏面に「新型コロナウイルスを防ぐには」(市保健所チラシ)をのせました

新型コロナウイルスを防ぐには

2020. 2. 17 作成

新型コロナウイルス感染症とは？

市立函館保健所 保健予防課

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

次のいずれかに該当する方は、下記の帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

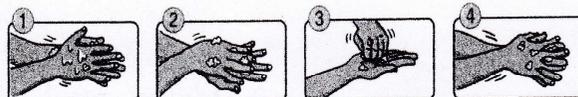
- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。）なお、高齢者や基礎疾患等のある方は、2日程度続く場合
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難がある方）

日常生活で気を付けること

手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

正しい手の洗い方

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。



流水でよく手もぬがした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすり洗います。手の甲をのぼすようにこすり洗います。指先・爪の側を念入りにこすり洗います。指の関節を洗います。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。



石けんを強い勢で回したら、十分に水で洗い、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

お問い合わせなどはこちら

	電話番号	開設時間
◆厚生労働省電話相談窓口	電話 0120-565653	9時00分～21時00分
◆北海道保健福祉部健康安全局地域保健課	電話 011-204-5020	平日 17時30分～21時00分
		土日祝 9時00分～21時00分
◆市立函館保健所	相談窓口	電話 0138-32-1547 平日 8時45分～17時30分
	帰国者・接触者相談センター	電話 0138-32-1547 平日 8時45分～19時00分
		FAX 0138-32-1526

人見町会役員立候補届出書

2020年 月 日

人見町会役員選出委員会委員長 様

住所
氏名
生年月日
連絡先電話番号

2020年度～2021年度人見町会役員に立候補するので届け出ます。

記

1 なるべく役員の種別（該当するものの番号を○で囲む。）

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) () 部長
- (4) () 副部長
- (5) () 部員
- (6) 監事

2 町会役員に関する経歴（公表されても差し支えないもの）

3 役員になるに当たっての抱負、所見、活動方針など（公表されても差し支えないもの）